

蓮田都市計画事業  
(仮称)高虫西部地区土地区画整理事業

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に  
該当すると認める地域を記載した書類

令和元年10月

蓮 田 市



# 目次

第1章 事業者の名称及び住所	1
第2章 対象事業の目的及び概要	1
2.1 対象事業の名称	1
2.1.1 名称	1
2.1.2 対象事業の種類	1
2.2 対象事業の目的	1
2.3 対象事業の実施区域	1
2.3.1 対象事業の位置	1
2.3.2 対象事業の概要	4
2.4 対象事業の規模	4
2.5 対象事業の実施期間	4
第3章 環境に影響を及ぼす地域	5
3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準	5
3.2 環境に影響を及ぼす地域	5



## 第1章 事業者の名称及び住所

名 称：蓮田市

代表者の氏名：蓮田市長 中野和信

所 在 地：埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

## 第2章 対象事業の目的及び概要

### 2.1 対象事業の名称

#### 2.1.1 名称

蓮田都市計画事業(仮称)高虫西部地区土地区画整理事業

#### 2.1.2 対象事業の種類

土地区画整理事業（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第20号）

### 2.2 対象事業の目的

蓮田市では、蓮田市第5次総合振興計画で、基本構想における基本理念として、豊かな地域資源を活用した蓮田ブランドの創出や地域産業をさらに発展させるとともに、交通の利便性に優れていると言う立地条件を活かし、企業の誘致を促進して雇用の創出を図ることとしており、高虫地区は、工業・流通業務系ゾーンとして位置づけられている地区である。

本区域は、都心から40km圏にあり、道路は一般国道122号、主要地方道さいたま栗橋線、主要地方道行田蓮田線、主要地方道さいたま菖蒲線等の広域的な幹線道路を骨格として道路網が形成されている。特に、本区域は、首都圏中央連絡自動車道の桶川加納インターチェンジから概ね2.5km、白岡菖蒲インターチェンジから3.5kmに位置しており、平成27年10月に埼玉県内全線で開通して以降、交通利便性は飛躍的に向上し、物流や製造の拠点地としての適性が高くなっている。

さらに、国土交通省は平成30年度から圏央道久喜白岡JCTから大栄JCTまでの4車線化（現在は2車線）に着手、令和6年度までの全線供用を目指すことを公表したことから企業立地ニーズは益々高まると考えられる。

本事業は、これらの立地特性を最大限に活用し、土地区画整理事業により自然環境との調和や地域経済の活性化を視野に置いた産業基盤の整備を行うとともに、蓮田市内の産業の発展に寄与することを目的とする。

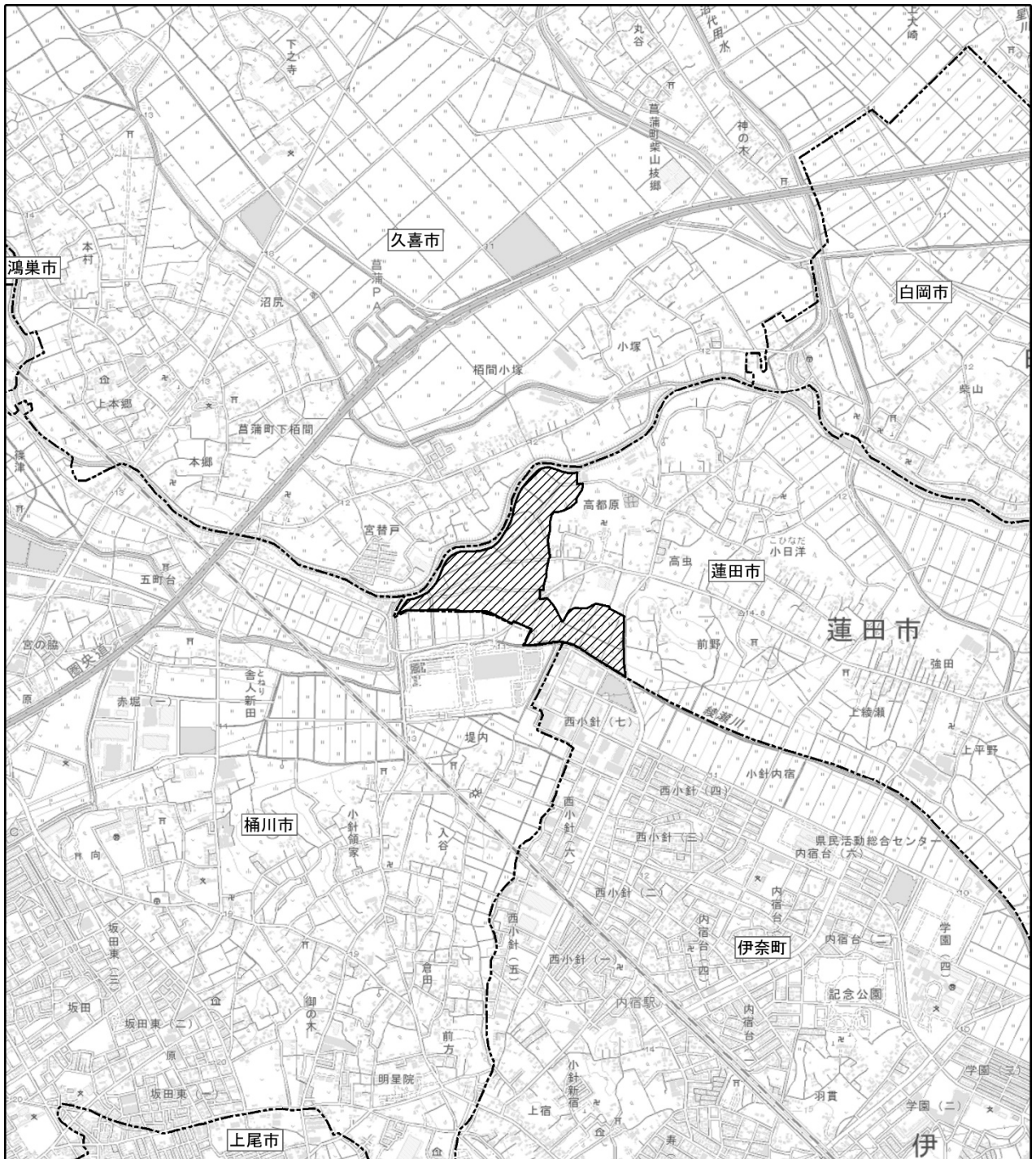
### 2.3 対象事業の実施区域

#### 2.3.1 対象事業の位置

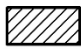
本事業における対象事業実施区域（以下「計画区域」という。）の位置は図2.3-1に、計画区域周辺の状況は図2.3-2に示すとおりである。

計画区域は、蓮田市の北西部に位置しており、大字高虫地区の一部である。

計画区域南側には、元荒川水循環センターや伊奈北部工業団地が位置しており、北側には元荒川が隣接して流れている。



凡例

 : 計画区域

— · — : 市町界



1:25,000

0 250 500 750 1,000  
m

図2.3-1  
計画区域の位置（地形図）



凡例

: 計画区域



1:10,000

0 100 200 300 400  
m

図2.3-2

計画区域の位置 (空中写真)

## 2.3.2 対象事業の概要

### (1) 土地利用の状況

計画区域の土地利用は、主として耕作地（水田及び畑地）が立地しており、その他に花卉や果樹、民家が立地している。

### (2) 自然環境

計画区域は、主に耕作地（水田及び畑地）が広がっており、計画区域の植生は、地区の多くを占める水田及び畑地、次いで花卉や果樹が分布している。また、計画区域内の一部には樹林地が分布している。

### (3) 特に配慮を要する施設

計画区域内には、一部に住宅地があるが、環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育、福祉・医療関係等）はない。

計画区域周辺には、南東側約1kmに伊奈町立小針北小学校及び北保育所が立地している。

### (4) 地形

計画区域の標高は、10.1m～12.1mと高低差が約2mで、ほぼ平坦な地形となっている。

### (5) 計画区域周辺の状況

計画区域の北側には、隣接して一級河川の元荒川が流れており、さらに北側には一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）が通っている。また、計画区域の南西側には、上越新幹線が走っている。

## 2.4 対象事業の規模

本事業の規模は約265,100m<sup>2</sup>（26.5ha）である。

## 2.5 対象事業の実施期間

本事業に係る新施設供用までの全体工程は、表2.5-1に示すとおりである。

表2.5-1 全体工程

項目	年度	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
環境影響評価 (評価書までの手続き)		■■■■■▶							
準備工事						■■▶			
造成工事							■■■■■■■■■■▶		
建築工事								■■■■■■■■■■▶	

注：実施期間は、現在の予定であり、変更する可能性がある。



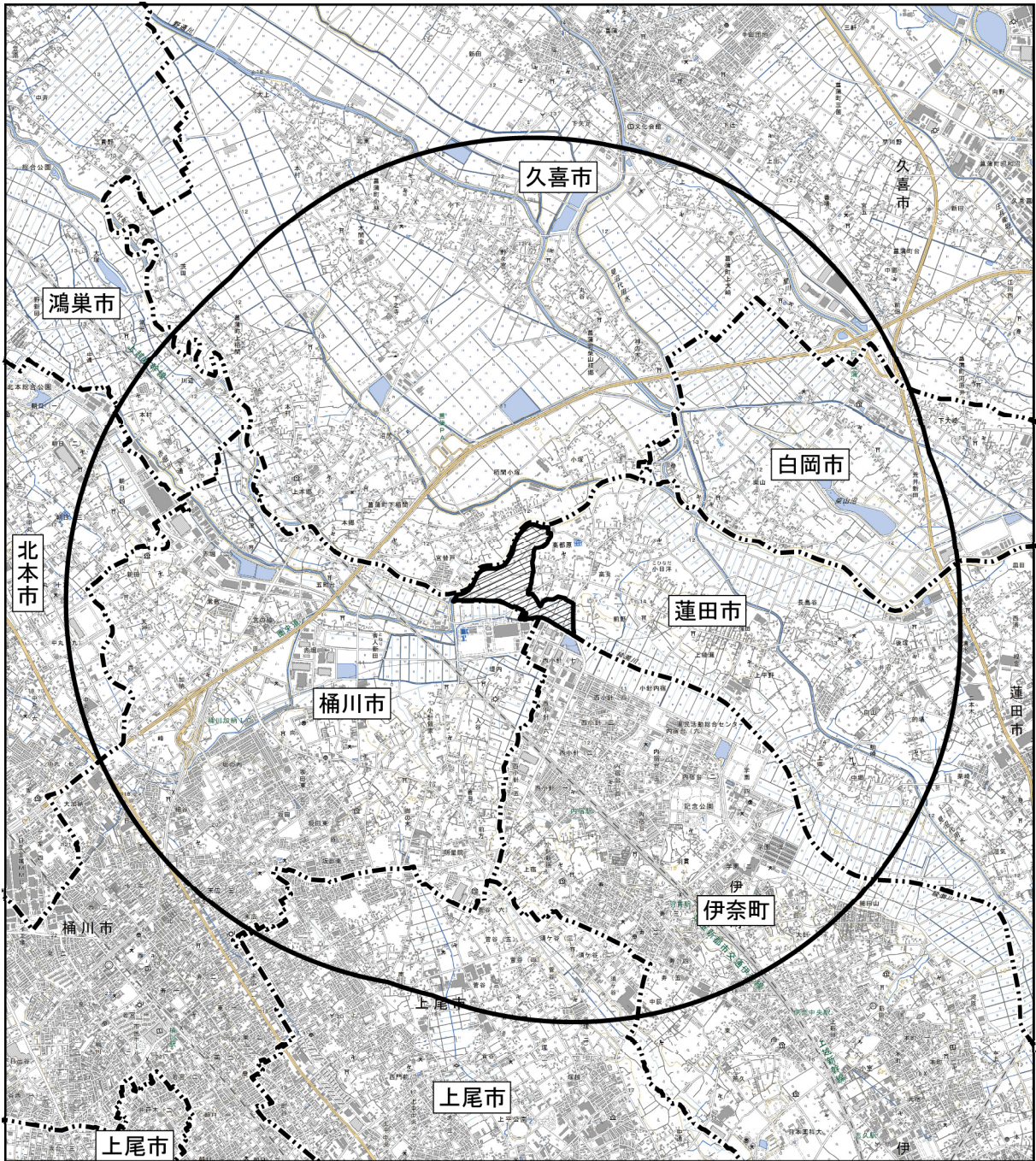
## 第3章 環境に影響を及ぼす地域

### 3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準




本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第二」に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」とする。

### 3.2 環境に影響を及ぼす地域


前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3.2-1に示すとおりであり、蓮田市、鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、白岡市及び伊奈町の7市1町の一部が含まれる。



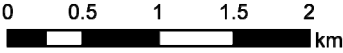
凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  計画区域外周より半径3.0km

N



1:50,000



0 0.5 1 1.5 2 km

図3.2-1  
環境に影響を及ぼす地域

本書に掲載した地図は、以下のとおりである。

5万分の1、2万5千分の1の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 令元情複、第723号)

なお、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

空中写真は、国土地理院撮影の空中写真（2015年撮影）である。